

七飯町子ども医療費の助成に関する条例等の一部を改正する条例の概要

住民課

1 改正理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）が、令和5年6月9日に公布、令和6年12月2日から施行となっており、現行の被保険者証が廃止されることとなりました。

上記法改正に伴い、七飯町子ども医療費の助成に関する条例（平成6年条例第20号）、七飯町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例（平成6年条例第19号）及び七飯町国民健康保険条例（昭和29年条例第17号）において、所要の規定整備が必要となることから、一括して改正を行うものです。

2 改正内容

- (1) 七飯町子ども医療費の助成に関する条例及び七飯町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例に規定する受給者証の提示において、「被保険者証及び組合員証」の提示を不要とする改正を行います。（第1条関係）
- (2) 七飯町国民健康保険条例において、引用条項の改めと被保険者証の返還に係る規定の削除を行います。（第2条関係）

3 施行期日

この条例は、令和6年12月2日から施行します。

4 罰則の適用に関する経過措置

この条例の施行の日前にした行為及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和6年政令第260号）第9条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行の日以降にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によります。

七飯町子ども医療費の助成に関する条例新旧対照表（第1条関係）

改 前	改 正 後
<p>第1条～第5条（略） （受給者証の提示）</p> <p>第6条 受給者証の交付を受けた者は、医療保険各法に規定する保険医療機関又は保険薬局（以下「保健医療機関等」という。）で医療を受けようとするときは、当該保険医療機関等に被保険者証又は組合員証及び受給者証を提示するものとする。</p> <p>第7条～第12条（略） 附 則 1～3（略）</p>	<p>第1条～第5条（略） （受給者証の提示）</p> <p>第6条 受給者証の交付を受けた者は、医療保険各法に規定する保険医療機関又は保険薬局（以下「保健医療機関等」という。）で医療を受けようとするときは、当該保険医療機関等に受給者証を提示するものとする。</p> <p>第7条～第12条（略） 附 則 1～3（略）</p>

七飯町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例新旧対照表（第1条関係）

改	正	改	正	後
<p>第1条～第6条（略） （受給者証の提示）</p>	<p>第1条～第6条（略） （受給者証の提示）</p>	<p>第1条～第6条（略） （受給者証の提示）</p>	<p>第1条～第6条（略） （受給者証の提示）</p>	<p>第1条～第6条（略） （受給者証の提示）</p>
<p>第7条 前条第1項の規定により、医療に関する経費の助成を受けた者（以下「受給者」という。）は医療保険各法に規定する保険医療機関又は保険薬局（以下「保健医療機関等」という。）で医療を受けようとするときは、当該保険医療機関等に被保険者証又は組合員証及び受給者証を提示するものとする。</p>	<p>第7条 前条第1項の規定により、医療に関する経費の助成の決定を受けた者（以下「受給者」という。）は医療保険各法に規定する保険医療機関又は保険薬局（以下「保健医療機関等」という。）で医療を受けようとするときは、当該保険医療機関等に受給者証を提示するものとする。</p>	<p>第7条 前条第1項の規定により、医療に関する経費の助成の決定を受けた者（以下「受給者」という。）は医療保険各法に規定する保険医療機関又は保険薬局（以下「保健医療機関等」という。）で医療を受けようとするときは、当該保険医療機関等に受給者証を提示するものとする。</p>	<p>第7条 前条第1項の規定により、医療に関する経費の助成の決定を受けた者（以下「受給者」という。）は医療保険各法に規定する保険医療機関又は保険薬局（以下「保健医療機関等」という。）で医療を受けようとするときは、当該保険医療機関等に受給者証を提示するものとする。</p>	<p>第7条 前条第1項の規定により、医療に関する経費の助成の決定を受けた者（以下「受給者」という。）は医療保険各法に規定する保険医療機関又は保険薬局（以下「保健医療機関等」という。）で医療を受けようとするときは、当該保険医療機関等に受給者証を提示するものとする。</p>
<p>第8条～第13条（略） 附 則 1・2（略）</p>	<p>第8条～第13条（略） 附 則 1・2（略）</p>	<p>第8条～第13条（略） 附 則 1・2（略）</p>	<p>第8条～第13条（略） 附 則 1・2（略）</p>	<p>第8条～第13条（略） 附 則 1・2（略）</p>

七飯町国民健康保険条例新旧対照表（第2条関係）

改正後	改正前
<p>第1条～第11条（略）</p> <p>第12条 町は世帯主が国民健康保険法第9条第1項若しくは第5項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした場合においては、その者に対し10万円以下の過料を科する。</p> <p>第13条～第15条（略）</p> <p>附則 1～3（略）</p>	<p>第1条～第11条（略）</p> <p>第12条 町は世帯主が国民健康保険法第9条第1項若しくは第9項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をした場合又は同条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない場合においては、その者に対し10万円以下の過料を科する。</p> <p>第13条～第15条（略）</p> <p>附則 1～3（略）</p>